

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年3月22日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産資源研究所 管理部門長 小林 正裕

## 1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 (単価契約) 仔稚魚の選別・計数業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和7年2月28日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、単価に予定数量を乗じた合計額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」で「A」「B」「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。  
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 本業務を履行しうる知識・技術を有することを証明した者であること。
- (6) 仕様書を踏まえた実施体制を整備するとともに、第三者に委託することなく業務責任者(査定結果の最終判定を行える者)を有することを証明した者であること。

## 3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。

①直接交付

神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4

国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所管理部門管理課用度担当

電話 045-788-7628

FAX 045-788-5001

②宅配便着払いによる交付

任意書式に「(単価契約) 仔稚魚の選別・計数業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

③メールによる交付

任意書式に「(単価契約) 仔稚魚の選別・計数業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

#### 4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に關し質疑がある場合には、令和6年3月29日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も隨時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であつて特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

#### 5. 証明に関する事項

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 証明書等 |  |
| (2) 提出場所 |  |
| (3) 提出期限 |  |

競争参加者は、上記2.(5)および(6)を証明する証明書等を提出しなければならない。

入札説明書による。

3. ①に同じ。

令和6年4月5日 17時00分

#### 6. 入札の日時及び場所等

##### (1) 入札の日時及び場所

令和6年4月18日 14時30分  
神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
横浜庁舎ビデオライブラリー室

##### (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

令和6年4月18日 12時00分  
3. ①に同じ。

#### 7. その他の

##### (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

##### (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

##### (4) 契約書作成の要否

要。

##### (5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

##### (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

##### (7) 詳細は入札説明書による。

#### 8. 契約に係る情報の公表

##### (1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長

相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

##### (2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せて、次に掲げる情報を公表する。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構O B）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点での在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

## 9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：[http://www.fra'affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra'affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となつた場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 業務仕様書

1. 件名 (単価契約) 仔稚魚の選別・計数業務
2. 業務目的 クロマグロの主要なふ化・成育海域である南西海域・日本海におけるクロマグロ及び他の仔稚魚の分布生態を把握することで、クロマグロの初期生態及び各産卵場の海域特性を明らかにすることを目的とする。
3. 業務場所 請負業者指定場所
4. 納品場所 神奈川県横浜市金沢区福浦 2-12-4  
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所 横浜庁舎
5. 予定数量 2m リングネットにより採集した魚類のエタノール固定標本  
目合 1.0 mm 130 検体  
目合 0.334 mm 20 検体
6. 業務期限 令和 7 年 2 月 28 日
7. 業務内容
  - (1) 標本等の送付  
水産資源研究所が令和 6 年 11 月末までに引き渡す魚類エタノール固定標本及び標本一覧表並びに標本データ記録表(エクセル形式のワークシート)を請負者に送付する。なお、標本送付にかかる運送費は当所が負担する。
  - (2) 仔稚魚の選別・計数  
原則として仔稚魚の全数を選別、計数する。仔稚魚は、サバ科、その他仔魚(不明種を含む)の 2 つの分類群に選別し、分類群ごとに計数する。ふるい等は使用せず、試料全量を目視あるいは顕微鏡下で直接観察しピンセットやえつき針等を使用して仔稚魚を選別、抜き出すこととする。
  - (3) 作業終了後の仔稚魚標本等の処理
    - ① 計数対象種は、それぞれサンプル瓶(適切なサイズのスクリューバイアル)に新たな 99.5% エタノールで収容する。選別した仔稚魚サンプルは、月ごとに順次 4. 納品場所(水産資源研究所 横浜庁舎)宛に返却する。
    - ② 仔稚魚選別後の残渣標本については、指定のラベルと共に標準サンプル瓶 (UM サンプ

ル瓶 100 ml) に入れ、5%中性ホルマリン溶液で保存する。1 本の瓶に収容出来ない場合、複数本に分けて収容する。

- ③ 標準サンプル瓶の蓋には、上から以下の順でラベル 3 種を並べて貼付すること。

【ラベル 1】丸型シール(タフスポット 三商 商品コード 96-4024-6)

【ラベル 2】一般ラベリング用シール(タフタグ 三商 商品コード 96-0849-6)

→このラベルに、船名、航海名、観測点名、目合 (1.0 or 0.334mm)、

採集器具 (2m リングネット)、採集層 (0 m 等)、分割率 (1/2 等) 等を記載。

【ラベル 3】0.2mlPCR チューブ用シール (タフタグ 三商 商品コード 96-0847-6)

※なお、サンプル瓶に貼付するシールについては、規格等が同じであれば、同等品でも可とする。

- ④ 標本瓶は、標準のコンテナ (三菱樹脂・ヒシコンテナ S-14 黄色) に 40 本収納する。

また、③で標本サンプル瓶の蓋に貼り付けた一番上の【ラベル 1】に、1~40 までの通し番号を記入する。ただし、複数本に分けたサンプルについては全て同じ番号を記入し、そのことを（1）の標本データ記録表(エクセル形式のワークシート)に入力すること。採集した都県や採集月の異なる標本などが一つのコンテナに混在しても構わない。

コンテナの面積の小さい 2 側面にはラミクロステープを貼付した上で通し番号を記載すること。

標本およびコンテナに記載した通し番号を、（1）の標本データ記録表(エクセル形式のワークシート)に入力する。なお、コンテナの通し番は仮の番号であり、水産資源研究所塩釜庁舎にて最終的な番号を割り振る。その時点で一番下のラベルにもコンテナの番号を記載する。

- ⑤ コンテナには新聞紙等の緩衝材をいれ、さらに三段重ねにした上で最上部のコンテナに蓋 (三菱樹脂・ヒシコンテナ S-14 用・黄色) をし、PP バンド (プラスチックバンド) 等で結束した状態で水産資源研究所塩釜庁舎へ送付する。なお蓋については再利用するものとし、塩釜庁舎から請負業者宛に纏めて返送する。元々標本が入っていた瓶は洗浄し、水産資源研究所横浜庁舎または各都県研究機関へ返送する。

- ⑥ 上記①～⑤にて使用する標本瓶やコンテナにかかる費用、および運送費用は請負者が負担すること。

・成 果 品 同定・計数結果表(定点ごとのサバ科とその他魚類の尾数を入力したエクセル形式のワークシート)を作成の上、水産資源研究所広域性資源部まぐろ生物グループに提出すること。なお、本仕様書で分析を依頼する標本については、標本到着後速やかに分析を開始して可能な限り早く結果をメールで報告すること。

・標本等の返却 仔稚魚標本は水産資源研究所横浜庁舎へ返却する。

残渣標本は塩釜庁舎へ発送する。

人々標本が入っていた瓶とコンテナは、横浜庁舎または各都県研究機関へ返送する。

8. 特記事項
  - (1) 水産資源研究所広域性資源部まぐろ生物グループは、成果品について選別漏れ、計数結果の2項目のチェックを行う。また中間チェックのため、12月までに2、3検体分について選別漏れのチェックを行う場合がある。仔稚魚の選別漏れの割合が1検体当たり5%を超える場合は、該当の全サンプルの再検を求めることがある。なお、請負者は当該作業の予定従事者のリスト(選別者と査定者の氏名・年齢・性別・経験年数・雇用形態等)を提出すること。また、記載事項に変更が生じた場合、改訂版を提示すること。
  - (2) 作業中に疑義が生じた場合は、担当者と適宜打ち合わせを行い、合意を得た上で作業を進行すること。
  - (3) 業務に必要となる資材、運搬等は全て契約締結業者が手配すること。
  - (4) 詳細については担当者の指示に従うこと。